

千曲市福祉医療費給付金受給者証の交付申請に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、千曲市福祉医療費給付金条例施行規則(平成15年規則第42号。以下「規則」という。)第3条第1項の規定による受給者証の交付申請について、規則に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(市長が特に必要と認める書類)

第2条 規則第3条第1項に定める市長が特に必要と認める書類は、次のものとする。

- (1) 千曲市福祉医療費給付金条例第2条第1項第2号に該当する者(出生の日から満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者を除く。)にあっては、その者及びその者の配偶者又は民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者(以下「扶養義務者」という。)でその者の生計を維持するもの(以下「生計維持者」という。)の前年(1月から7月までの間に受けた療養の給付については前々年。以下同じ。)の所得を証する書類
- (2) 条例第2条第1項第3号ア又は同項第4号アに該当する者(以下「ア該当者」という。)にあっては、その者及びその者の扶養義務者でその者と生計を同じくするもの(以下「ア該当者等」という。)の前年の所得を証する書類
- (3) 条例第2条第1項第3号イ又は同項第4号イに該当する者(以下「イ該当者」という。)にあっては、その者及びその者の母又は父の前年の所得を証する書類
- (4) 条例第2条第1項第3号ウに該当する者(以下「ウ該当者」という。)にあっては、その者及びその者の養育者若しくはその者の養育者の配偶者又は扶養義務者で当該養育者の生計維持者の前年の所得を証する書類
- (5) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)別表第2の1の項に規定する地方税関係情報を、同法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムを介して照会する必要がある者(以下「照会対象者」という。)にあっては、別紙同意書(情報提供ネットワークシステムを介して地方税関係情報の提供を受けることができる場合は、前4号に掲げる書類の提出があったものとみなす。)
- (6) 前5号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

附 則

この要領は、平成28年8月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年7月18日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年9月29日から施行する。